

## 大阪府中核人材雇用戦略協議会規約

### (名称)

第1条 本協議会は、「大阪府中核人材雇用戦略協議会」(以下「本会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 本会は、大阪府内(以下「府内」という。)の中小企業等に「攻めの経営」への転換や経営改善への意欲を喚起し、企業の経営等を担うべき「中核人材」の積極的な活用による経営革新の実現を促進するため、これまで大阪府が実施してきたプロフェッショナル人材戦略拠点事業のノウハウ等を活かしながら、府内の地域金融機関、経済団体、産業支援機関等とのさらなる連携強化を図り、もって府内企業の効果的な中核人材確保に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 中核人材確保の成功事例、課題、問題点の共有
- (2) 中核人材確保促進の機運醸成に向けた方策検討
- (3) OSAKAしごとフィールド中小企業人材支援センター中核人材雇用戦略デスクにおける成功事例、課題、問題点の共有
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

### (構成団体)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する地域金融機関、経済団体、人材還流事業等実施機関、登録人材紹介会社等を構成団体とする。

### (役員)

第5条 本会に、会長1名を置く。

2 会長は、大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課長とする。

### (役員職務)

第6条 会長は本会を代表し、事業を総括する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した者が、その職務を代行する。

### (会費等)

第7条 会費の徴収は行わない。

### (秘密保持)

第8条 本会の構成団体は、本会で知りえた機密事項を外部に漏らし、また無断で使用してはならない。

### (事務局)

第9条 本会の事務局は、大阪府商工労働部就業促進課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年1月5日から施行する。

この規約は、令和2年6月1日から施行する。